

# リフト指令 2014/33/EU の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2024 年 5 月 29 日

## 目次

<b>1</b>	<b>概要</b>	<b>2</b>	<b>II.1 一般</b>	<b>21</b>
<b>2</b>	<b>適用範囲</b>	<b>2</b>	II.1.1 指令 2006/42/EC の適用	21
2.1	リフト	2	II.1.2 キャリア	21
2.2	リフト用安全コンポーネント	2	II.1.3 懸架と支持の手段	22
2.3	除外	2	II.1.4 負荷 (過速度を含む) の制御	22
			II.1.5 機械類	22
			II.1.6 操作部	22
<b>3</b>	<b>事業者の義務</b>	<b>3</b>	<b>II.2 乗りかごの外の人へのリスク</b>	<b>22</b>
3.1	設置業者の義務	3	<b>II.3 乗りかご内の人に対するリスク</b>	<b>23</b>
3.2	製造業者の義務	4	<b>II.4 その他のリスク</b>	<b>23</b>
3.3	承認代理人の義務	5	<b>II.5 マーキング</b>	<b>24</b>
3.4	輸入業者の義務	5	<b>II.6 指示書</b>	<b>24</b>
3.5	供給業者の義務	6	<b>第 III 部 補足</b>	<b>24</b>
3.6	輸入業者や流通業者に製造業者の義務が適用される場合	6	III.1 安全性実現の原則	24
3.7	取引先の情報の提供	6	III.2 参考資料	25
<b>4</b>	<b>適合宣言書</b>	<b>7</b>		
4.1	リフト用安全コンポーネント	7		
4.2	リフト	7		
<b>5</b>	<b>CE マーキング</b>	<b>7</b>		
<b>6</b>	<b>適合性評価</b>	<b>8</b>		
6.1	適合性評価手続き	8		
6.2	リフトとリフト用安全コンポーネントの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV)	9		
6.2.1	リフト用安全コンポーネントの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part A)	9		
6.2.2	リフトの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part B)	10		
6.3	リフトの最終検査 (Annex V)	12		
6.4	リフト用安全コンポーネントの製品品質保証に基づく型式への適合 (モジュール E, Annex VI)	13		
6.5	リフト用安全コンポーネントの総合品質保証に基づく適合 (モジュール H, Annex VII)	14		
6.6	リフトの単品検証に基づく適合 (モジュール G, Annex VIII)	15		
6.7	リフト用安全コンポーネントのランダムな検査による型式への適合 (モジュール C2, Annex IX)	16		
6.8	リフトの製品品質保証による型式への適合 (モジュール E, Annex X)	17		
6.9	リフトの総合品質保証及び設計審査に基づく適合 (モジュール H1, Annex XI)	18		
6.10	リフトの生産品質保証に基づく型式への適合 (モジュール D, Annex XII)	20		
<b>第 II 部 必須健康安全要求事項</b>	<b>21</b>			
<b>II.0 必須健康安全要求事項</b>	<b>21</b>			

## 1 概要

リフト指令 2014/33/EU<sup>[1]</sup> は、EU の市場に出されるリフト<sup>†1</sup>、またそのようなリフトでの使用が意図された特定のコンポーネントに対する要求事項を定める。

リフトは機械類でもあるが、リフト指令の対象となる場合、リフト指令でカバーされる側面についてはリフト指令の要求が機械指令 2006/42/EC<sup>[2][4]†2</sup> に優先して適用される。

本稿では、このリフト指令 2014/33/EU<sup>[1]</sup> の概要を述べる。

なお、本稿はその内容全てをカバーするものではなく、また正確であるとも限らないので、正確な情報は指令そのもの<sup>[1]</sup> を参照されたい。

## 2 適用範囲

この指令は、建築物や構造物で恒久的に利用される、

1. 人;
2. 人と荷物;
3. 人がキャリアに困難なしに乗り込むことができ、またキャリア内かキャリア内の人から届く範囲に制御装置が設けられているならば、荷物のみ。<sup>†3</sup>

の輸送が意図されたリフト (§2.1)、及びそのようなリフトでの使用が意図されたリフト用安全コンポーネント (§2.2) に適用される。

<sup>†1</sup> この指令の対象となるリフトは建築物と同様に特定の建築物の一部としてその特定の場所に設置されるものとなり、従ってこれは「EU 内に設置されるリフト」と言った方がわかりやすいかも知れない。

<sup>†2</sup> 機械指令 2006/42/EC は機械規則 Regulation (EU) 2023/1230<sup>[3][5]</sup> で置き換えられる。

<sup>†3</sup> 荷物用のリフトに人が乗って動作させて事故を起こす事例は多く、荷物用のリフトについてもそのようなリスクの考慮が必要となる。この指令は基本的には人の搭乗が想定されるリフトを対象としているが、荷物用のリフトであっても、人が容易に乗ることができ、またその人自身がリフトを始動させられる場合については、人の搭乗が意図されたリフトと同様の要求の対象となる。この条件に該当しないリフトでも、人がキャリアに乗った後で他の人が始動を行なうことや誤動作や故障 (例えばブレーキの故障やワイヤの切断) によって意図しない動作や落下を生じること、人がキャリアの外からキャリア内の清掃や荷物の積み下ろしを行なっている時にキャリアが動くこと、キャリアがない時に扉を開けて落下や挟み込みを生じることなどが考えられるが、その種のリスクは機械指令 2006/42/EC<sup>[2][4]†2</sup> で扱われることになるだろう。

## 2.1 リフト

この指令で言うところのリフトは、水平面に対して 15° よりも大きい傾斜角の硬質のガイドに沿って動く、あるいは硬質のガイドを持たないとしても固定の経路に沿って動くキャリア (昇降のために人や荷物を保持する部分) を持つ昇降装置を意味する。<sup>†4</sup>

## 2.2 リフト用安全コンポーネント

この指令の Annex III でリストされた、この指令の対象となるリフトでの使用が意図された以下のデバイスは、リフト用安全コンポーネントとしてこの指令の対象となる:<sup>†5</sup>

1. 乗り場ドアのロックのためのデバイス
2. 乗りがごの落下や制御されない動きの防止のための、落下の防止のためのデバイス
3. 過速度制限デバイス
4. (a) エネルギー蓄積型緩衝器:
  - (1) 非線型、あるいは
  - (2) 復帰動作の制動を備えたもの。
- (b) エネルギー消散型緩衝器
5. 油圧回路のためのジャックを備えた、落下の防止のために用いられる安全デバイス
6. 電子コンポーネントを含む安全回路の形態の電子式安全デバイス

## 2.3 除外

この指令は以下のものには適用されない:

<sup>†4</sup> 典型的には、通常のエレベータがこれに該当する。斜行エレベータも含まれるが、Regulation (EU) 2016/424 の対象となるロープウェイは除外される (§2.3)。

<sup>†5</sup> これに該当しないコンポーネントは、それが安全に関係するものであってもここで言うリフト用安全コンポーネントには該当せず、従ってそれ自身としてはこの指令の対象とならない。だが、この指令で言うリフト用安全コンポーネントに該当するかどうかに関わらず、安全に関係するコンポーネントは安全に関する第三者認証を受けたものを用いることが好ましいかも知れない。

- (a) 速度が 0.15 m/s を超えないリフト機器
- (b) 建設現場用ホイスト
- (c) 鋼索鉄道を含む、ケーブルウェイ<sup>†6†7</sup>
- (d) 軍や警察のために特に設計され構築されたリフト
- (e) その上から作業を行なうことができるリフト機器
- (f) 鉱山用巻き上げ機
- (g) 上演に際して演者を移動させるための機械類や関連製品<sup>†8</sup>
- (h) 輸送手段に取り付けられるリフト機器
  - (i) 機械類に接続された、機械類の保守/検査箇所を含む作業場所へのアクセスのためのみに意図されたリフト機器
  - (j) ラック/ピニオン式鉄道
  - (k) エスカレータや動く歩道

また、リフトやリフト用安全コンポーネントで、この指令で述べられているリスクの全てもしくは一部がより限定的な EU 法でカバーされる場合、そのような EU 法でカバーされる範囲についてはこの指令は適用されない。

### 3 事業者の義務

リフト、またリフト用安全コンポーネントに関して、以下の者が所定の義務を負う：

- リフト：
  - － 設置業者 (installer) — リフトの設計、製造、設置、及び上市の責任を持つ者

- リフト用安全コンポーネント：
  - － 製造業者 (manufacturer) — リフト用安全コンポーネントを製造し、あるいは設計もしくは製造されたものを入手し、自らの名前や商標のもとで市場に出す者
  - － 輸入業者 (importer) — 第三国からのリフト用安全コンポーネントを EU の市場に出す、EU 内に所在する者
  - － 流通業者 (distributor) — リフト用安全コンポーネントを市場で入手可能とする、製造業者や輸入業者以外の任意の者

必要な場合、製造業者や設置業者は委任状によってその義務の一部をその代理として遂行する承認代理人 (authorised representative) を任命することもできる。

#### 3.1 設置業者の義務

1. リフトを市場に出す際、それがこの指令の必須健康安全要求事項 (Part II) に従って設計され、製造され、設置され、試験されたことを確かとする。
2. 技術文書を作成し、該当する適合性評価手続きを実施するか実施させる。
 

その手続きによって該当する必須健康安全要求事項への適合性が立証されたならば EU 適合宣言書を作成し、それがリフトに添付されることを確かとし、また CE マーキングを付ける。
3. 技術文書、EU 適合宣言書、また該当する場合は承認の決定を、そのリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。
4. そのリフトが与えるリスクに対して適切と考える場合、消費者の健康と安全の保護のために苦情や不適合のリフトの調査を、また必要であればその記録の維持を行なう。
5. リフトに型式、バッチか製造番号、あるいはその同定を可能とするその他の要素が示されていることを確かとする。

<sup>†6</sup> ケーブルウェイ (cableway): 移動経路に沿って配置されたケーブルによって牽引が行なわれる、人の輸送のための設備; 鋼索鉄道 (funicular railway): 地面の上に引かれる、あるいは固定の構造物によって支持されるかも知れない軌道に沿った 1 本以上のロープによってキャリアが引かれるケーブルウェイ設備。

<sup>†7</sup> Regulation (EU) 2016/424 (European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on cableway installations and repealing Directive 2000/9/EC) でカバーされる。

<sup>†8</sup> 例えばセリのような、荷物の昇降を意図したものや通常の昇降機はこれには含まれない。

6. その名前、登録商号か登録商標、また連絡可能な住所をリフトに表示する。住所は設置業者に連絡できる単一のポイントを示す。連絡先の詳細はユーザーと市場監査機関が容易に理解できる言語で記載する。
7. エンド・ユーザーが容易に理解できる言語<sup>†9</sup>による指示書がリフトに添付されることを確かとする。そのような指示書、また任意のラベルは、明確で、理解でき、また分かりやすいものであること。
8. 市場に出したリフトがこの指令に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、そのリフトを適合させるために必要な是正処置、回収、あるいはリコールをすぐに実施する。さらに、そのリフトがリスクを与える場合、そのリフトが市場に出された国の当局に直ちに連絡し、その詳細、特にその不適合と講じられた任意の是正処置についての詳細を与える。
9. 国家当局からの合理的な要求に応じてリフトのこの指令への適合の立証のために必要な全ての情報と文書を当局が容易に理解できる言語で提出する。市場に出されたリフトがもたらすリスクの除去のための全ての活動に関して要求に応じて国家当局と協同する。

### 3.2 製造業者の義務

1. リフト用安全コンポーネントを市場に出す際、それがこの指令の必須健康安全要求事項 (Part II) に従って設計され、製造されたことを確かとする。
2. 技術文書を作成し、該当する適合性評価手続きを実施するか実施させる。  
その手続きによって該当する必須健康安全要求事項への適合性が立証されたならば EU 適合宣言書を作成し、それがリフト用安全コンポーネントに添付されることを確かとし、また CE マーキングを付ける。

<sup>†9</sup> 当該の加盟国が規定した、エンド・ユーザーが容易に理解できる言語。正確な規定はそれぞれの国で定めることができるが、通常は該当する各国の公用語での記載が要求されると考えれば良いだろう。

3. 技術文書、EU 適合宣言書、また該当する場合は承認の決定を、そのリフト用安全コンポーネントが市場に出されてから 10 年間保管する。
4. 量産で適合性を維持するための手順があることを確かとする。製品設計や特性の変更、またそれを参照してリフト用安全コンポーネントの適合性を宣言した整合規格やその他の技術仕様の変更を適切に考慮する。  
そのリフト用安全コンポーネントが与えるリスクに対して適切と考える場合、消費者の健康と安全の保護のために市場に出されたリフト用安全コンポーネントの抜き取り試験を実施し、苦情や不適合のリフト用安全コンポーネントの調査を、また必要であればその記録の維持を行ない、また流通業者や設置業者にそのような監視について周知する。
5. 市場に出したリフト用安全コンポーネントに型式、バッチか製造番号、あるいはその同定を可能とするその他の要素が示されていることを、あるいはその大きさや性質のためにそれが不可能な場合は必要な情報を記載したラベルが付けられていることを確かとする。
6. その名前、登録商号か登録商標、また連絡可能な住所をリフト用安全コンポーネントに表示する。住所は製造業者に連絡できる単一のポイントを示す。連絡先の詳細はユーザーと市場監査機関が容易に理解できる言語で記載する。
7. エンド・ユーザーが容易に理解できる言語<sup>†9</sup>による指示書がリフト用安全コンポーネントに添付されることを確かとする。そのような指示書、また任意のラベルは、明確で、理解でき、また分かりやすいものであること。
8. 市場に出したリフト用安全コンポーネントがこの指令に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、そのリフト用安全コンポーネントを適合させるために必要な是正処置、回収、あるいはリコールをすぐに実施する。さらに、そのリフト用安全コンポーネントがリスクを与える場合、そのリフト用安全コンポーネントが市場に出された国の当局に直ちに連絡し、その詳細、特にその不適合と講じられた任意の是正処置についての詳細を与える。

9. 国家当局からの合理的な要求に応じてリフト用安全コンポーネントのこの指令への適合の立証のために必要な全ての情報と文書を当局が容易に理解できる言語で提出する。市場に出されたリフト用安全コンポーネントがもたらすリスクの除去のための全ての活動に関して要求に応じて国家当局と協同する。

### 3.3 承認代理人の義務

1. 製造業者や設置業者は委任状を出すことで承認代理人 (authorised representatives) を任命できる。
2. どの業務を委任するかは委任状に記載するが、製造業者や設置業者の義務のうち、必須健康安全要求事項への適合を確認とすること、及び技術文書を作成することに関しては、承認代理人に委任することはできない。

3. 承認代理人は受け取った委任状に示された業務を行なう。

委任状は少なくとも以下の業務を承認代理人が行なうことを許可しなければならない:

- (1) 適合宣言書、該当する場合は製造業者や設置業者の品質システムの承認の決定、また技術文書をそのリフト用安全コンポーネントやリフトが市場に出されてから 10 年間保管する;
- (2) 当局の要求に応じて、リフト用安全コンポーネントやリフトの適合性を示すために必要な全ての情報と文書を提出する;
- (3) 当局から要請があった場合、市場に出されたリフト用安全コンポーネントやリフトがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力する。

### 3.4 輸入業者の義務

1. 適合したリフト用安全コンポーネントのみを市場に出す。

2. リフト用安全コンポーネントを市場に出す前に以下の事項を確認とする:

- 製造業者が適切な適合性評価手続きを実施したこと;
- 製造業者が技術文書を作成したこと;
- リフト用安全コンポーネントに CE マーキングが付けられており、EU 適合宣言書が添付されており、またそのリフト用安全コンポーネントやその製造業者を同定する情報 (§3.2) が表示されていること。

リフト用安全コンポーネントがこの指令の必須健康安全要求事項に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、それが適合させられるまで市場に出さない。さらに、リフト用安全コンポーネントがリスクを与える場合、製造業者と市場監査機関にその件を通知する。

3. 輸入業者の名前、登録商号か登録商標、また連絡可能な住所をリフト用安全コンポーネントに、あるいはそれが不可能な場合はその梱包か添付文書に記載する。連絡先の詳細はユーザーと市場監査機関が容易に理解できる言語で記載する。

4. エンド・ユーザーが容易に理解できる言語<sup>19</sup> による指示書がリフト用安全コンポーネントに添付されることを確認とする。

5. リフト用安全コンポーネントが自らの責任下にあるあいだの保管や輸送の条件がその必須健康安全要求事項への適合性を損なわないことを確認とする。

6. そのリフト用安全コンポーネントが与えるリスクに対して適切と考える場合、消費者の健康と安全の保護のために市場に出されたリフト用安全コンポーネントの抜き取り試験を実施し、苦情や不適合のリフト用安全コンポーネントの調査を、また必要であればその記録の維持を行ない、また流通業者や設置業者にそのような監視について周知する。

7. 市場に出したリフト用安全コンポーネントがこの指令に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、そのリフト



用安全コンポーネントを適合させるために必要な是正処置、回収、あるいはリコールをすぐに実施する。さらに、そのリフト用安全コンポーネントがリスクを与える場合、そのリフト用安全コンポーネントが市場に出された国の当局に直ちに連絡し、その詳細、特にその不適合と講じられた任意の是正処置についての詳細を与える。

8. EU 適合宣言書の、また該当する場合は承認に関する決定のコピーをそのリフト用安全コンポーネントが市場に出されてから 10 年間保管し、市場監査機関からの要求があれば提示する。
9. 国家当局からの合理的な要求に応じてリフト用安全コンポーネントのこの指令への適合の立証のために必要な全ての情報と文書を当局が容易に理解できる言語で提出する。国家当局から要請があった場合、市場に出されたリフト用安全コンポーネントがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力する。

### 3.5 供給業者の義務

1. リフト用安全コンポーネントを市場に出す際、この指令の要求に充分な注意を払って行動する。
2. リフト用安全コンポーネントを市場に出す前に、リフト用安全コンポーネントに CE マーキングが付けられており、EU 適合宣言書が添付されており、またエンド・ユーザーが容易に理解できる言語での必要な文書と指示書が添付されており、またそのリフト用安全コンポーネント、またその製造業者や輸入業者を同定する情報 (§3.2, §3.4) が表示されていることを確認する。

リフト用安全コンポーネントがこの指令の必須健康安全要求事項に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、それが適合させられるまで市場に出さない。さらに、リフト用安全コンポーネントがリスクを与える場合、製造業者や輸入業者と市場監査機関にその件を通知する。

3. リフト用安全コンポーネントが自らの責任下にあるあいだの保管や輸送の条件がその必須健康

安全要求事項への適合性を損なわないことを確かとする。

4. 市場に出したリフト用安全コンポーネントがこの指令に適合していないと考える、あるいはそのように信じる理由がある場合、そのリフト用安全コンポーネントを適合させるために必要な是正処置、回収、あるいはリコールが実施されることを確かとする。さらに、そのリフト用安全コンポーネントがリスクを与える場合、そのリフト用安全コンポーネントが市場に出された国の当局に直ちに連絡し、その詳細、特にその不適合と講じられた任意の是正処置についての詳細を与える。
5. 国家当局からの合理的な要求に応じてリフト用安全コンポーネントのこの指令への適合の立証のために必要な全ての情報と文書を当局が容易に理解できる言語で提出する。国家当局から要請があった場合、市場に出されたリフト用安全コンポーネントがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力する。

### 3.6 輸入業者や流通業者に製造業者の義務が適用される場合

以下の場合、輸入業者や流通業者はこの指令に関して製造業者とみなされる:

1. リフト用安全コンポーネントを自らの名前や商標で市場に出す;
2. リフト用安全コンポーネントをこの指令の要求への適合性が影響されるような形で改造した。

### 3.7 取引先の情報の提供

サプライ・チェーン内の各事業者 (製造業者、輸入業者、それらの下流の流通業者全て) は、リフト用安全コンポーネントを供給され、あるいは供給してから 10 年までのあいだ、市場監視機関から要求された場合、リフト用安全コンポーネントをどの事業者から供給されたか、及び/もしくはどの事業者に供給したか<sup>†10</sup>を示さなければならない。

<sup>†10</sup> どのエンド・ユーザーに販売したかの情報までは求められない。

## 4 適合宣言書

### 4.1 リフト用安全コンポーネント

リフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書には以下の情報を含める:

1. 製造業者の名前と住所;
2. 該当する場合、承認代理人の名前と住所;
3. そのリフト用安全コンポーネントの説明、型式やシリーズの詳細、あるいは製造番号 (もしあれば); そのリフト用安全コンポーネントの同定のために必要であればイメージを含めても良い;
4. その説明から明白でない場合、そのリフト用安全コンポーネントの安全機能;
5. そのリフト用安全コンポーネントの製造年;
6. そのリフト用安全コンポーネントが従った全ての該当する条項;
7. そのリフト用安全コンポーネントが該当する EU 整合規則に適合する旨の宣言;
8. 該当する場合、使用された整合規格への参照;
9. 該当する場合、EU 型式審査を実施した通知機関<sup>†11</sup>の名前、住所、及び識別番号、またその通知機関が発行した EU 型式審査証明書への参照;
10. 該当する場合、ランダムな確認による型式への適合を実施した通知機関の名前、住所、及び識別番号;
11. 該当する場合、製造業者が運用する品質システムを承認した通知機関の名前、住所、及び識別番号;
12. 製造業者か承認代理人を代表してその宣言書に署名する権限を与えられた人の名前と肩書;
13. 署名を行なった場所と日付;
14. 署名。

### 4.2 リフト

リフトの EU 適合宣言書はリフトに添付される指示書と同一の言語 (加盟国が規定したエンド・ユーザーが容易に理解できる言語) で書き、以下の情報を含める:

1. 設置業者の名前と住所;
2. 該当する場合、承認代理人の名前と住所;
3. そのリフトの説明、型式やシリーズの詳細、あるいは製造番号、及びリフトが設置された場所の住所;
4. リフトの設置が行なわれた年;
5. そのリフトが従った全ての該当する条項;
6. そのリフトが該当する EU 整合規則に適合する旨の宣言;
7. 該当する場合、使用された整合規格への参照;
8. 該当する場合、EU 型式審査を実施した通知機関<sup>†11</sup>の名前、住所、及び識別番号、またその通知機関が発行した EU 型式審査証明書への参照;
9. 該当する場合、単品検証を実施した通知機関の名前、住所、及び識別番号;
10. 該当する場合、最終検査を実施した通知機関の名前、住所、及び識別番号;
11. 該当する場合、設置業者が運用する品質システムを承認した通知機関の名前、住所、及び識別番号;
12. 設置業者か承認代理人を代表してその宣言書に署名する権限を与えられた人の名前と肩書;
13. 署名を行なった場所と日付;
14. 署名。

## 5 CE マーキング

この規則の要求に適合したリフトやリフト用安全コンポーネントには、他のニューアプローチ指令/規則の多くの場合と同様、CE マーキング (図 1) を見やすく、消えないように表示する。

<sup>†11</sup> 「通知機関 (notified body)」はこの指令に従って加盟国から任命された適合性評価機関。

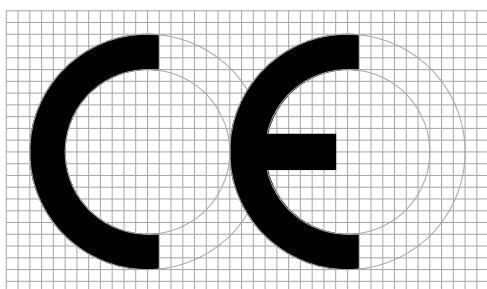


図 1: CE マーキング  
(灰色の線は補助線であり、マークの一部ではない)

CE マーキングは、高さが 5 mm 以上であり、かつその形状の比率が保たれている限りは、任意に拡大/縮小することができる。

CE マーキングは認証マークのように外部の機関から取得するものでなく、指令の要求に適合しているという宣言の証として製造業者が自らの責任の元にリフトやリフト用安全コンポーネントに表示するものである。

CE マーキングは、そのリフトやリフト用安全コンポーネントに適用される、CE マーキングの表示を規定している全ての指令や規則への適合を示すものとなる。例えば、そのリフトやリフト用安全コンポーネントが EMC 指令の対象にもなる場合、そのリフトやリフト用安全コンポーネントにリフト指令への適合のみに基づいて CE マーキングを表示することは認められない。

以下の適合性評価手続きが適用された場合、CE マーキングの後にその適合性評価手続きに関与した通知機関<sup>†11</sup> の識別番号を表示する:

- リフト用安全コンポーネント:
  1. 製品品質保証に基づく型式への適合 (Annex VI)
  2. 総合品質保証に基づく適合 (Annex VII)
  3. ランダムな確認による型式への適合 (Annex IX)
- リフト:
  1. 最終検査 (Annex V)
  2. 単品検証に基づく適合 (Annex VIII)
  3. 製品品質保証に基づく型式への適合 (Annex X), 総合品質保証及び設計審査に基づく適合 (Annex XI), あるいは生産品質保証に基づく型式への適合 (Annex XII)

必要な場合、この表示に続けて特別ナリスクや使用上の情報を示す他のマークを表示しても良い。

## 6 適合性評価

### 6.1 適合性評価手続き

以下のいずれかの適合性評価手続きを適用する。<sup>†12</sup>

#### 1. リフト用安全コンポーネント

- (1) EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part A)
  - + ランダムな確認による型式への適合 (モジュール C2, Annex IX)
  - + 製品品質保証による型式への適合 (モジュール E, Annex VI)
- (2) 総合品質保証に基づく適合 (モジュール H, Annex VII)

#### 2. リフト

- (1) EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part B)
  - + 最終検査 (Annex V)
  - + 製品品質保証による型式への適合 (モジュール E, Annex X)
  - + 生産品質保証による型式への適合 (モジュール D, Annex XII)
- (2) 総合品質保証及び設計審査に基づく適合 (モジュール H1, Annex XI)
  - + 最終検査 (Annex V)
  - + 製品品質保証による型式への適合 (モジュール E, Annex X)
  - + 生産品質保証による型式への適合 (モジュール D, Annex XII)
- (3) 単品検証に基づく適合 (モジュール G, Annex VIII)
- (4) 総合品質保証及び設計審査に基づく適合 (モジュール H1, Annex XI)

<sup>†12</sup> この指令ではいずれの場合も通知機関<sup>†11</sup> の関与が必要となる。



また、

- リフトの設計や生産を行なう者とリフトの設置や試験を行なう者が異なる場合、前者は後者にリフトの正しく安全な設置と試験を確かとするために必要な文書と情報全てを提供する。
- モデルとなるリフトとそのモデルから派生したリフトの一部となるリフトとのあいだの全ての許容されるバリエーションは技術文書で明確に (最大値と最小値を含めて) 規定する。<sup>†13</sup>
- 必須健康安全要求事項への適合のため、一連の機器の類似性を計算や設計プランに基づいて立証することが許容される。

## 6.2 リフトとリフト用安全コンポーネントの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV)

### 6.2.1 リフト用安全コンポーネントの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part A)

1. リフト用安全コンポーネントの EU 型式審査は通知機関<sup>†11</sup> がリフト用安全コンポーネントの技術的な設計を審査してその技術的な設計が該当する必須健康安全要求事項を満足しそれが正しく組み込まれたリフトがその要求を満足できるようにするであろうことを検証して証明する、適合性評価手続きの一部である。
2. ★ 製造業者かその承認代理人は選択した単一の通知機関に EU 型式審査を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 製造業者の名前と住所、申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所、またそのリフト用安全コンポーネントの製造場所;

- (b) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言;
- (c) 技術文書;
- (d) そのリフト用安全コンポーネントの代表的な試料、あるいはそれを審査できる場所の詳細;
- (e) 技術的な設計上の解決策の適切さの裏付けとなる証拠。  
この裏付けとなる証拠は、該当する整合規格が全面的に適用されていない場合は特に、使用された他の該当する技術仕様を含む任意の文書を述べる。  
この裏付けとなる証拠は、必要な場合、他の該当する技術仕様に従って実施された試験の結果を含む。

3. この技術文書は該当する要求事項への適合性の評価を可能としなければならず、リスクの適切な分析と評価を含まなければならない。

技術文書は該当する要求事項を示さなければならない、そのリフト用安全コンポーネントの設計、生産、また動作をその評価のために適切な範囲でカバーしなければならない。

技術文書は少なくとも以下の要素を含まなければならない:

- (a) その使用範囲 (特に速度、負荷、及び出力のあり得る限界) と条件 (特に爆発性の雰囲気や物質への曝露) を含む、そのリフト用安全コンポーネントの説明;
- (b) 設計上、また生産用の図面や図表類;
- (c) それらの図面や図表類の、またそのリフト用安全コンポーネントの動作の理解のために必要な記述と説明;
- (d) そのリフト用安全コンポーネントの設計と生産で全面的もしくは部分的に適用された整合規格の一覧、また整合規格が適用されていない場合は、他の該当する技術仕様の一覧を含む、この指令の要求事項を満足させるために採用された解決策の記述。部分的に参照された整合規格については技術文書はどの部分が適用されたかを示す;
- (e) 行なわれた設計上の計算の結果;

<sup>†13</sup> リフトは設置先の建屋の階高や階数に応じて変更が必要となることや、またニーズに応じて機能やデザインのある程度の追加や変更が想定されていることが多く、そのようなバリエーションを派生モデルとして一括で扱うことができるようになっている。このような場合、技術文書にはどのようなバリエーションがあるか、そしてその範囲 (例えば階数や昇降工程の範囲など) とともに、許容されるバリエーションの範囲のリフトの適合性を示す詳細な分析や計算を示すことが必要となりそうである。

- (f) 試験報告書;
- (g) そのリフト用安全コンポーネントの指示書のコピー;
- (h) 継続的に生産されるリフト用安全コンポーネントが審査されたリフト用安全コンポーネントに合致することを確かとするために生産段階で講じられる手順。

4. 通知機関は、

- (a) 設計の適切さの評価のために技術文書とその裏付けとなる証拠を審査し、
- (b) 審査と試験を実施する場所に関して申請者と合意し、
- (c) 代表的な試料が技術文書に従って生産されたことを検証し、該当する整合規格の適用可能な条項に従って設計された、また他の該当する技術仕様に従って設計された要素を同定し、
- (d) 製造業者が該当する整合規格の適用を選択した事項についてそれらが正しく適用されたかどうかを確認するために、適切な検査と試験を実施するか、あるいは実施させ、
- (e) 該当する整合規格の規定が適用されなかった場合、製造業者が他の該当する技術仕様を適用して採用した解決策がそのリフト用安全コンポーネントの要求事項への適合を達成させたかどうかを確認するために、適切な検査と試験を実施するか、あるいは実施させる。

通知機関は実施した審査、検査、及び試験とその結果を記録する審査報告書を作成する。

5. その型式が必須健康安全要求事項に適合している場合、通知機関は製造業者に EU 型式審査証明書を発行する。EU 型式審査証明書は 1 つ以上の附属文書を伴うかも知れない。

EU 型式審査証明書とその附属文書は製造されたリフト用安全コンポーネントの審査された型式への適合性の評価などを可能とするための全ての情報を含む。

型式がこの指令の該当する要求に適合しない場合、通知機関は EU 型式審査証明書の発行を拒

否し、申請者にその拒否の理由と共にその旨を通知する。

通知機関は EU 型式審査証明書とその附属文書のコピー、また技術文書と審査報告書を証明書の発行から 15 年間保持する。

- 6. 通知機関は承認された型式をもはや要求事項に適合しなくさせる一般に認知された技術水準の変化を認識し、そのような変化が追加の審査を必要とするかどうかを判断する。必要な場合、通知機関は製造業者に然るべく通知する。
- 7. ★ 製造業者は承認された型式に対するそのリフト用安全コンポーネントの適合性に影響するかも知れないいかなる変更もその EU 型式審査証明書に関係する技術文書を保持する通知機関に通知する。  
通知機関はその変更を審査し、EU 型式審査証明書を有効なままとするか、あるいは追加の審査、検証、あるいは試験が必要かを通知する。
- 8. ★ 製造業者は国家当局からの要求に備えて EU 型式審査証明書と附属文書のコピーを技術文書と共にリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。
- 9. それが委任状で示されている場合、上記の製造業者の義務のうち ★ を付けた事項は製造業者の承認代理人がその代理として製造業者の責任のもとで遂行しても良い。

6.2.2 リフトの EU 型式審査 (モジュール B, Annex IV Part B)

- 1. リフトの EU 型式審査は、通知機関<sup>11</sup> がモデル・リフト、あるいは拡張や変種の用意がないリフトの技術的な設計を審査してその技術的な設計が該当する必須健康安全要求事項を満足することを検証して証明する、適合性評価手続きの一部である。
- 2. ★ 設置業者かその承認代理人は選択した単一の通知機関に EU 型式審査を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 設置業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;

- (b) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言;
- (c) 技術文書;
- (d) 試料となるリフトを審査できる場所の詳細;
- (e) 技術的な設計上の解決策の適切さの裏付けとなる証拠。

この裏付けとなる証拠は、該当する整合規格が全面的に適用されていない場合は特に、使用された他の該当する技術仕様を含む任意の文書を述べる。

この裏付けとなる証拠は、必要な場合、他の該当する技術仕様に従って実施された試験の結果を含む。

3. この技術文書は該当する要求事項への適合性の評価を可能としなければならない。

技術文書は少なくとも以下の要素を含まなければならない:

- (a) モデル・リフトの許容されるバリエーション全てを明確に示す、そのモデル・リフトの説明;
- (b) 設計上、また生産用の図面や図表類;
- (c) それらの図面や図表類の、またそのリフトの動作の理解のために必要な記述と説明;
- (d) 考慮された必須健康安全要求事項の一覧;
- (e) 全面的もしくは部分的に適用された整合規格の一覧、また整合規格が適用されていない場合は、他の該当する技術仕様の一覧を含む、この指令の要求事項を満足させるために採用された解決策の記述。部分的に参照された整合規格については技術文書はどの部分が適用されたかを示す;
- (f) そのリフトに組み込まれたリフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書のコピー;
- (g) 行なわれた設計上の計算の結果;
- (h) 試験報告書;
- (i) そのリフトの指示書のコピー;
- (j) 継続的に生産されるリフトが必須要求に適合することを確かとするために生産段階で講じられる手順。

4. 通知機関は、

- (a) 設計の適切さの評価のために技術文書とその裏付けとなる証拠を審査し、
- (b) 審査と試験を実施する場所に関して申請者と合意し、
- (c) 試料のリフトが技術文書に従って生産されたことを検証し、該当する整合規格の適用可能な条項に従って設計された、また他の該当する技術仕様に従って設計された要素を同定し、
- (d) 設置業者が該当する整合規格の適用を選択した事項についてそれらが正しく適用されたかどうかを確認するために、適切な検査と試験を実施するか、あるいは実施させ、
- (e) 該当する整合規格の規定が適用されなかった場合、設置業者が他の該当する技術仕様を適用して採用した解決策が該当する必須健康安全要求事項への適合を達成させたかどうかを確認するために、適切な検査と試験を実施するか、あるいは実施させる。

5. 通知機関は実施した審査、検査、及び試験とその結果を記録する審査報告書を作成する。

6. その型式が必須健康安全要求事項に適合している場合、通知機関は設置業者に EU 型式審査証明書を発行する。EU 型式審査証明書は 1 つ以上の附属文書を伴うかも知れない。

EU 型式審査証明書とその附属文書はリフトの最終検査に際して承認された型式への適合性の評価を可能とするための全ての情報を含む。

型式がこの指令の該当する要求に適合しない場合、通知機関は EU 型式審査証明書の発行を拒否し、申請者にその拒否の理由と共にその旨を通知する。

通知機関は EU 型式審査証明書とその附属文書のコピー、また技術文書と審査報告書を証明書の発行から 15 年間保持する。

7. 通知機関は承認された型式をもはや要求事項に適合しなくさせる一般に認知された技術水準の変化を認識し、そのような変化が追加の審査を

必要とするかどうかを判断する。必要な場合、通知機関は設置業者に然るべく通知する。

8. ★ 設置業者は、オリジナルの技術文書で規定されていないバリエーションを含め、承認された型式に対するそのリフトの必須健康安全要求事項への適合性に影響するかも知れないいかなる変更もその通知機関に通知する。

通知機関はその変更を審査し、EU 型式審査証明書を有効なままとするか、あるいは追加の審査、検証、あるいは試験が必要かを通知する。

9. ★ 設置業者は国家当局からの要求に備えて EU 型式審査証明書と附属文書のコピーを技術文書と共にリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

10. それが委任状で示されている場合、上記の設置業者の義務のうち ★ を付けた事項は設置業者の承認代理人がその代理として設置業者の責任のもとで遂行しても良い。

### 6.3 リフトの最終検査 (Annex V)

1. 最終検査は、EU 型式審査証明書の対象となる、あるいは承認された品質システムに従って設計され製造されたリフトが必須健康安全要求事項を満足することを通知機関が確認し証明する、適合性評価手続きの一部である。

#### 2. 設置業者の義務

設置業者は設置されたリフトが該当する必須健康安全要求事項全てに、また下記のいずれかに合致することを確かとするために必要な全ての手段を講じる:

- (a) EU 型式審査証明書で述べられた、承認された型式;
- (b) 承認された品質システムに従って設計され生産されたリフト、また設計が整合規格に全面的に従っているものでないならば EU 設計審査証明書。

3. ★ 設置業者は選択した単一の通知機関に最終検査を申請し、以下の文書を提出する:

- (a) リフト全体の設計図;
- (b) 最終検査のために必要な設計図と図表類、特に制御回路図;
- (c) 指示書のコピー;
- (d) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言。

4. 通知機関は少なくとも以下のいずれかの審査を実施する:

- (a) そのリフトが EU 型式審査証明書で述べられた承認された型式に合致していることの確認のための、提出された文書の審査;
- (b) そのリフトが承認された品質システムに従って設計され生産されたリフトに、また設計が整合規格に全面的に従っているものでないならば EU 設計審査証明書に合致することの確認のための、提出された文書の審査。

5. 通知機関は少なくとも以下のいずれかの試験を実施する:

- (a) 安全デバイスの正しい設置と動作の確認のための、空の、また最大負荷の双方のリフトの動作;
- (b) 電力の喪失に際しての安全デバイスの正しい動作の確認のための、空の、また最大負荷の双方のリフトの動作;
- (c) 定格負荷の 1.25 倍の負荷での静的試験。

6. リフトが必須健康安全要求事項全を満足するならば、通知機関は CE マーキングの近くに自らの識別番号を表示するか、あるいは表示させ、実施された審査を記載した最終検査証明書を発行する。

#### 7. ★ CE マーキングと EU 適合宣言書

- (a) 設置業者は必須健康安全要求事項全を満足するそれぞれのリフトの乗りかご内に CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。

- (b) 設置業者はそれぞれのリフトの EU 適合宣言書を作成し、国家当局からの要求に



備えて EU 型式審査証明書と最終検査証明書をリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

8. それが委任状で示されている場合、上記の設置業者の義務のうち ★ を付けた事項は設置業者の承認代理人がその代理として設置業者の責任のもとで遂行しても良い。

#### 6.4 リフト用安全コンポーネントの製品品質保証に基づく型式への適合 (モジュール E, Annex VI)

1. リフト用安全コンポーネントの製品品質保証に基づく型式への適合は、リフト用安全コンポーネントが EU 型式審査証明書で述べられた承認された型式に合致するように生産され監視され、該当する必須健康安全要求事項を満足し、それが正しく組み込まれたリフトがその要求を満足できることを確かとするように、通知機関が製造業者の品質システムを評価する、適合性評価手続きの一部である。

##### 2. 製造業者の義務

製造業者はリフト用安全コンポーネントの最終検査と試験について承認された品質システムを運用し、サーベイランスを受ける。

##### 3. 品質システム

- (a) ★ 製造業者は選択した単一の通知機関に品質システムの評価を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 製造業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (b) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言;
- (c) リフト用安全コンポーネントの最終検査と試験が実施される施設の住所;
- (d) 生産されるリフト用安全コンポーネントに関する全ての関連情報;
- (e) 品質システムに関する文書;
- (f) 承認されたリフト用安全コンポーネントの技術文書と EU 型式審査証明書。

- (b) その品質システムのもとで、それぞれのリフト用安全コンポーネントは要求事項に適合することを確かとするために検査され、また該当する整合規格で定められた適切な試験か同等の試験が実施されなければならない。

製造業者が採用した全ての要素、要求、そして規定は文書化された方針、手続き、また指示の形で体系的かつ整然と文書化されていなければならない。

品質システム文書は品質プログラム、計画、マニュアル、及び記録の一貫した解釈を可能としなければならない。

これは特に以下の事項の適切な記述を含まなければならない:

- (a) 品質目標;
  - (b) 組織構造、製品品質に関するマネジメントの責任と権限;
  - (c) 生産の後で実施される検査と試験;
  - (d) 必要な品質システムの効果的な運用のモニタリングの手段、及び
  - (e) 検査報告書や試験データ、校正データ、関係する要員の資格評価報告などの品質記録。
- (c) 通知機関はその品質システムを評価して所定の要求を満たすかどうかを判断し、その結果を製造業者に通知する。
- (d) 製造業者はその承認された品質システムから生じる義務を果たさなければならず、それが適切で有効であり続けるように維持しなければならない。
- (e) ★ 製造業者はその品質システムを変更しようとする時は承認した通知機関に通知する。  
通知機関は提案された変更を評価し、変更された品質システムが依然として所定の要求を満足するかどうか、また再評価が必要かどうかを判断する。

##### 4. 通知機関の責任下でのサーベイランス

サーベイランスの目的は製造業者が承認された品質システムから生じる義務を果たしていることを確認することである。



製造業者は評価の目的で通知機関が最終検査、試験、及び保管が行なわれる施設に立ち入ることを許可しなければならず、必要な情報全てを提供しなければならない。

通知機関は製造業者が品質システムを維持し、適用していることの確認のために定期的な監査を実施し、製造業者に監査報告書を提出する。また予告なしの訪問を行なうことができる。

#### 5. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

- (a) 設置業者は要求事項に適合するそれぞれのリフト用安全コンポーネントに CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。
- (b) 製造業者はそれぞれのリフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書を作成し、それが市場に出されてから 10 年間保管する。

#### 6. ★ 製造業者は国家当局からの要求に備えて以下のものをそのリフト用安全コンポーネントが市場に出されてから 10 年間保管する:

- (a) 技術文書;
- (b) 通知機関に提出された文書;
- (c) 品質システムの変更に関する情報;
- (d) 通知機関からの決定と報告書。

#### 7. それが委任状で示されている場合、上記の製造業者の義務のうち ★ を付けた事項は製造業者の承認代理人がその代理として製造業者の責任のもとで遂行しても良い。

### 6.5 リフト用安全コンポーネントの総合品質保証に基づく適合 (モジュール H, Annex VII)

1. リフト用安全コンポーネントの総合品質保証に基づく適合は、リフト用安全コンポーネントが該当する要求事項を満足させるように設計され、生産され、検査され、また試験されることを確かとするために、またそれが正しく組み込まれたリフトがその要求を満足できるように、通知機関<sup>11</sup> が製造業者の品質システムを評価する適合性評価手続きである。

#### 2. 製造業者の義務

製造業者はリフト用安全コンポーネントの設計、生産、また最終検査と試験について承認された品質システムを運用し、サーベイランスを受ける。

#### 3. ★ 品質システム

- (1) 製造業者は選択した単一の通知機関に品質システムの評価を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 製造業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (b) リフト用安全コンポーネントの設計、生産、また最終検査と試験が実施される施設の住所;
- (c) 生産されるリフト用安全コンポーネントに関する全ての関連情報;
- (d) 生産されるそれぞれのカテゴリのリフト用安全コンポーネントの 1 つのモデルの技術文書;
- (e) 品質システムに関する文書;
- (f) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言。

- (2) 品質システムはリフト用安全コンポーネントの要求への適合を確かとしなければならない。

製造業者が採用した全ての要素、要求、そして規定は文書化された方針、手続き、また指示の形で体系的かつ整然と文書化されていなければならない。

品質システム文書は品質プログラム、計画、マニュアル、及び記録の一貫した解釈を可能としなければならない。

これは特に以下の事項の適切な記述を含まなければならない:

- (a) 品質目標、組織構造、設計と製品品質に関するマネジメントの責任と権限;
- (b) 適用される規格、また該当する整合規格が全面的に適用されない場合に適合を確かとするために用いられる他の該当する技術仕様を含む手段を含む、技術設計仕様;

- (c) リフト用安全コンポーネントの設計で用いられる設計管理、また設計検証のテクニック、プロセス、また体系的な活動;
  - (d) 使用される対応する生産、品質管理、また品質保証のテクニック、プロセス、及び体系的な活動;
  - (e) 生産の前、途中、及び後で実施される検査と試験、またその実施の頻度;
  - (f) 検査報告書や試験データ、校正データ、関係する要員の資格評価報告などの品質記録;
  - (g) 必要な設計/製品品質と品質システムの効果的な運用の達成のモニタリングの手段。
- (3) 通知機関はその品質システムを評価して所定の要求を満たすかどうかを判断し、その結果を製造業者に通知する。
- (4) 製造業者はその承認された品質システムから生じる義務を果たさなければならず、それが適切で有効であり続けるように維持しなければならない。
- (5) ★ 製造業者はその品質システムを変更しようとする時は承認した通知機関に通知する。  
通知機関は提案された変更を評価し、変更された品質システムが依然として所定の要求を満足するかどうか、また再評価が必要かどうかを判断する。
4. 通知機関の責任下でのサーベイランス
- サーベイランスの目的は製造業者が承認された品質システムから生じる義務を果たしていることを確認することである。
- 製造業者は評価の目的で通知機関が設計、生産、検査、試験、及び保管施設に立ち入ることを許可しなければならない、必要な情報全てを提供しなければならない。
- 通知機関は製造業者が品質システムを維持し、適用していることの確認のために定期的な監査を実施し、製造業者に監査報告書を提出する。また予告なしの訪問を行なうことができる。
5. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書
- (1) 製造業者は要求事項に適合するそれぞれのリフト用安全コンポーネントに CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。
  - (2) 製造業者はそれぞれのリフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書を作成し、それが市場に出されてから 10 年間保管する。
6. ★ 製造業者は国家当局からの要求に備えて以下のものをそのリフト用安全コンポーネントが市場に出されてから 10 年間保管する:
- (1) 品質システムに関する文書;
  - (2) 技術文書;
  - (3) 品質システムの変更に関する情報;
  - (4) 通知機関からの決定と報告書。
7. それが委任状で示されている場合、上記の製造業者の義務のうち ★ を付けた事項は製造業者の承認代理人がその代理として製造業者の責任のもとで遂行しても良い。
- 6.6 リフトの単品検証に基づく適合 (モジュール G, Annex VIII)
- 1. リフトの単品検証に基づく適合は、通知機関がリフトが該当する必須健康安全要求事項に適合するかどうかを評価する適合性評価手続きである。
  - 2. 設置業者の義務
    - (1) 設置業者は生産プロセスとその監視がリフトの該当する必須健康安全要求事項への適合を確かとするために必要な全ての手段を講じる;
    - (2) ★ 設置業者は選択した単一の通知機関に単品検証を申請する。  
この申請は以下のものを含む:
      - (a) 設置業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
      - (b) リフトが設置された場所;

- (c) 類似の申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言;
- (d) 技術文書。

3. この技術文書は該当する必須健康安全要求事項への適合性の評価を可能としなければならない。

技術文書は少なくとも以下の要素を含まなければならない:

- (1) そのリフトの説明;
- (2) 設計上、また生産用の図面や図表類;
- (3) それらの図面や図表類の、またそのリフトの動作の理解のために必要な記述と説明;
- (4) 考慮された必須健康安全要求事項の一覧;
- (5) 全面的もしくは部分的に適用された整合規格の一覧、また整合規格が適用されていない場合は、他の該当する技術仕様の一覧を含む、この指令の要求事項を満足させるために採用された解決策の記述。部分的に参照された整合規格については技術文書はどの部分が適用されたかを示す;
- (6) そのリフトに組み込まれたリフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書のコピー;
- (7) 行なわれた設計上の計算の結果;
- (8) 試験報告書;
- (9) そのリフトの指示書のコピー。

#### 4. 検証

設置業者が選択した通知機関は、必須健康安全要求事項への適合性の確認のため、技術文書とリフトを審査し、また該当する整合規格で定められた適切な試験か同等の試験を実施する。

リフトが必須健康安全要求事項に適合する場合、通知機関は実施した試験に関する適合証明書 (certificate of conformity) を発行する。

#### 5. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

- (1) 設置業者は必須健康安全要求事項に適合するそれぞれのリフトの乗りかご内に CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。

- (2) 設置業者はそれぞれのリフトの EU 適合宣言書を作成し、国家当局からの要求に備えて EU 適合宣言書と最終検査証明書をリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

6. ★ 製造業者は国家当局からの要求に備えて適合証明書のコピーを技術文書と共にリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

7. それが委任状で示されている場合、上記の製造業者の義務のうち ★ を付けた事項は製造業者の承認代理人がその代理として製造業者の責任のもとで遂行しても良い。

### 6.7 リフト用安全コンポーネントのランダムな検査による型式への適合 (モジュール C2, Annex IX)

1. リフト用安全コンポーネントのランダムな検査に基づく型式への適合は、リフト用安全コンポーネントが EU 型式審査証明書で述べられた承認された型式に合致し、該当する必須健康安全要求事項を満足し、それが正しく組み込まれたリフトがその要求を満足できることを確かとするように、通知機関<sup>11</sup> がリフト用安全コンポーネントの確認を実施する、適合性評価手続きの一部である。

2. 製造業者は生産プロセスとその監視がリフト用安全コンポーネントの該当する要求事項への適合を確かとするために必要な全ての手段を講じる:

3. ★ 製造業者は選択した単一の通知機関にランダムな確認を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (1) 製造業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (2) 同一の申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言;
- (3) 生産されたリフト用安全コンポーネントに関する全ての関連情報;
- (4) リフト用安全コンポーネントのサンプルを得ることができる施設の住所。

4. 通知機関はリフト用安全コンポーネントの確認をランダムな間隔で実施する。

通知機関は、要求事項への適合性の確認のため、通知機関が現場で抜き取ったリフト用安全コンポーネントを検査し、また該当する整合規格で定められた適切な試験か同等の試験を実施する。

通知機関は実施した検査と試験に関する適合証明書 (certificate of conformity) を発行する。

5. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

(1) 製造業者は要求事項に適合するそれぞれのリフト用安全コンポーネントに CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。

(2) 製造業者はそれぞれのリフト用安全コンポーネントの EU 適合宣言書を作成し、それが市場に出されてから 10 年間保管する。

6. それが委任状で示されている場合、上記の製造業者の義務のうち ★ を付けた事項は製造業者の承認代理人がその代理として製造業者の責任のもとで遂行しても良い。

## 6.8 リフトの製品品質保証による型式への適合 (モジュール E, Annex X)

1. リフトの製品品質保証に基づく型式への適合は、リフトが EU 型式審査証明書で述べられた承認された型式に、あるいは承認された総合品質保証システムのもとで設計され生産されたリフトに合致するように生産され監視され、該当する必須健康安全要求事項を満足することを確かとするように、通知機関が設置業者の製品品質システムを評価する、適合性評価手続きの一部である。

2. 設置業者の義務

設置業者はリフトの最終検査と試験について承認された品質システムを運用し、サーベイランスを受ける。

3. 品質システム

- (1) ★ 設置業者は選択した単一の通知機関に品質システムの評価を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 設置業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (b) 設置されるリフトに関する全ての関連情報;
- (c) 品質システムに関する文書;
- (d) 設置されるリフトの技術文書;
- (e) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言。

- (2) その品質システムのもとで、該当する必須健康安全要求事項への適合を確かとするためにそれぞれのリフトを検査し、また該当する整合規格で定められた適切な試験か同等の試験を実施する。

設置業者が採用した全ての要素、要求、そして規定は文書化された方針、手続き、また指示の形で体系的かつ整然と文書化されていなければならない。

品質システム文書は品質プログラム、計画、マニュアル、及び記録の一貫した解釈を可能としなければならない。

これは特に以下の事項の適切な記述を含まなければならない:

- (a) 品質目標;
- (b) 組織構造、設計と製品品質に関するマネジメントの責任と権限;
- (c) 少なくとも §6.3 で要求される試験を含む、市場に出される前に実施される検査と試験;
- (d) 品質システムの効果的な運用の達成のモニタリングの手段;
- (e) 検査報告書や試験データ、校正データ、関係する要員の資格評価報告などの品質記録。

- (3) 通知機関はその品質システムを評価して所定の要求を満たすかどうかを判断し、その結果を設置業者に通知する。



(4) 設置業者はその承認された品質システムから生じる義務を果たさなければならない、それが適切で有効であり続けるように維持しなければならない。

(5) ★ 設置業者はその品質システムを変更しようとする時は承認した通知機関に通知する。

通知機関は提案された変更を評価し、変更された品質システムが依然として所定の要求を満足するかどうか、また再評価が必要かどうかを判断する。

#### 4. 通知機関の責任下でのサーベイランス

サーベイランスの目的は設置業者が承認された品質システムから生じる義務を果たしていることを確認することである。

設置業者は評価の目的で通知機関が設置、検査、及び試験場所に立ち入ることを許可しなければならない、必要な情報全てを提供しなければならない。

通知機関は設置業者が品質システムを維持し、適用していることの確認のために定期的な監査を実施し、設置業者に監査報告書を提出する。また予告なしの訪問を行なうことができる。

5. ★ 設置業者は国家当局からの要求に備えて以下のものをリフトが市場に出されてから 10 年間保管する:

- (1) 品質システムに関する文書;
- (2) 技術文書;
- (3) 品質システムの変更に関する情報;
- (4) 通知機関からの決定と報告書。

#### 6. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

(1) 設置業者は必須健康安全要求事項全を満足するそれぞれのリフトの乗りかご内に CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。

(2) 設置業者はそれぞれのリフトの EU 適合宣言書を作成し、国家当局からの要求に備えて EU 型式審査証明書と最終検査証明書をリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

7. それが委任状で示されている場合、上記の設置業者の義務のうち ★ を付けた事項は設置業者の承認代理人がその代理として設置業者の責任のもとで遂行しても良い。

### 6.9 リフトの総合品質保証及び設計審査に基づく適合 (モジュール H1, Annex XI)

1. リフトの総合品質保証及び設計審査に基づく適合は、リフトが該当する必須健康安全要求事項を満足することを確かとするように、通知機関が設置業者の品質システムを、またそれが適切な場合はリフトの設計を評価する適合性評価手続きである。

#### 2. 設置業者の義務

設置業者はリフトの設計、生産、組み立て、設置、最終検査、また試験について承認された品質システムを運用し、サーベイランスを受ける。

#### 3. 品質システム

(1) ★ 設置業者は選択した単一の通知機関に品質システムの評価を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 設置業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (b) 設置されるリフトに関する全ての関連情報、特にリフトの設計と動作の関係を理解できる情報;
- (c) 品質システムに関する文書;
- (d) リフトの技術文書;
- (e) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言。

(2) 品質システムはリフトの該当する必須健康安全要求事項への適合を確かとしなければならない。

製造業者が採用した全ての要素、要求、そして規定は文書化された方針、手続き、また指示の形で体系的かつ整然と文書化されていなければならない。



品質システム文書は品質プログラム、計画、マニュアル、及び記録の一貫した解釈を可能としなければならない。

これは特に以下の事項の適切な記述を含まなければならない:

- (a) 品質目標、組織構造、設計と製品品質に関するマネジメントの責任と権限;
  - (b) 適用される規格、また該当する整合規格が全面的に適用されない場合に適合を確かとするために用いられる他の該当する技術仕様を含む手段を含む、技術設計仕様;
  - (c) リフトの設計で用いられる設計管理、また設計検証のテクニック、プロセス、また体系的な活動;
  - (d) 資材、コンポーネント、またサブ・アセンブリの受け入れで実施される検査と試験;
  - (e) 使用される対応する組み立て、設置、品質管理、また品質保証のテクニック、プロセス、及び体系的な活動;
  - (f) 設置の前 (設置条件のインスペクション: シャフト、機械のハウジングなど)、途中、及び後 (少なくとも §6.3 で要求される試験を含む) で実施される検査と試験;
  - (g) 検査報告書や試験データ、校正データ、関係する要員の資格評価報告などの品質記録;
  - (h) 必要な設計/製品品質と品質システムの効果的な運用の達成のモニタリングの手段。
- (3) 設計審査
- (a) 設計が整合規格に全面的に従っていない場合、通知機関は設計が必須健康安全要求事項に適合するかどうかを判断し、適合すると判断したならば設置業者に証明書の効力の限界を言明し承認された設計の同定のために必要な詳細を示した EU 設計審査証明書を発行する。  
設計が該当する必須健康安全要求事項を満足しない場合、通知機関は EU 設計審査証明書の発行を拒否し、申

請者にその拒否の理由と共にその旨を通知する。

- (b) 通知機関は承認された設計をもはや必須健康安全要求事項に適合しなくさせる一般に認知された技術水準の変化を認識し、そのような変化が追加の審査を必要とするかどうかを判断する。必要な場合、通知機関は設置業者に然るべく通知する。
  - (c) ★ 設置業者は承認された設計に対するそのリフトの必須健康安全要求事項への適合性に影響するかも知れないいかなる変更もその EU 設計審査証明書を発行した通知機関に通知する。  
そのような変更は EU 設計審査証明書を発行した通知機関からのオリジナルの EU 設計審査証明書への追加の形での追加の承認を必要とするかも知れない。
  - (d) ★ 設置業者は国家当局からの要求に備えて EU 型式審査証明書と附属文書のコピーを技術文書と共にリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。
- (4) 通知機関はその品質システムを評価して所定の要求を満たすかどうかを判断し、その結果を設置業者に通知する。
- (5) 設置業者はその承認された品質システムから生じる義務を果たさなければならない、それが適切で有効であり続けるように維持しなければならない。  
設置業者はその品質システムを変更しようとする時は承認した通知機関に通知する。  
通知機関は提案された変更を評価し、変更された品質システムが依然として所定の要求を満足するかどうか、また再評価が必要かどうかを判断する。
4. 通知機関の責任下でのサーベイランス
- サーベイランスの目的は設置業者が承認された品質システムから生じる義務を果たしていることを確認することである。  
設置業者は評価の目的で通知機関が設計、生産、組み立て、設置、検査、試験、及び保管場所に立ち入ることを許可しなければならない、必要な情報全てを提供しなければならない。

通知機関は設置業者が品質システムを維持し、適用していることの確認のために定期的な監査を実施し、設置業者に監査報告書を提出する。また予告なしの訪問を行なうことができる。

5. ★ 設置業者は国家当局からの要求に備えて以下のものをリフトが市場に出されてから 10 年間保管する:

- (1) 品質システムに関する文書;
- (2) 技術文書;
- (3) 品質システムの変更に関する情報;
- (4) 通知機関からの決定と報告書。

6. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

- (1) 設置業者は必須健康安全要求事項全を満足するそれぞれのリフトの乗りかご内に CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。
- (2) 設置業者はそれぞれのリフトの EU 適合宣言書を作成し、国家当局からの要求に備えて EU 型式審査証明書と最終検査証明書をリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

7. それが委任状で示されている場合、上記の設置業者の義務のうち ★ を付けた事項は設置業者の承認代理人がその代理として設置業者の責任のもとで遂行しても良い。

## 6.10 リフトの生産品質保証に基づく型式への適合 (モジュール D, Annex XII)

1. リフトの生産品質保証に基づく型式への適合は、設置されたリフトが EU 型式審査証明書で述べられた承認された型式に、あるいは承認された総合品質保証システムのもとで設計され生産されたリフトに合致するように生産され監視され、該当する必須健康安全要求事項を満足することを確かとするように、通知機関<sup>†1</sup> が設置業者の生産品質システムを評価する、適合性評価手続きの一部である。

## 2. 設置業者の義務

設置業者はリフトの生産、組み立て、設置、最終検査、また試験について承認された品質システムを運用し、サーベイランスを受ける。

## 3. 品質システム 3. Quality system

- (1) ★ 設置業者は選択した単一の通知機関に品質システムの評価を申請する。

この申請は以下のものを含む:

- (a) 設置業者の名前と住所、また申請を承認代理人が行なう場合はその名前と住所;
- (b) 設置されるリフトに関する全ての関連情報;
- (c) 品質システムに関する文書;
- (d) 設置されるリフトの技術文書;
- (e) 同じ申請が他の通知機関に出されていない旨の書面による宣言。

- (2) 品質システムはリフトの該当する必須健康安全要求事項への適合を確かとしなければならない。

製造業者が採用した全ての要素、要求、そして規定は文書化された方針、手続き、また指示の形で体系的かつ整然と文書化されていなければならない。

品質システム文書は品質プログラム、計画、マニュアル、及び記録の一貫した解釈を可能としなければならない。

これは特に以下の事項の適切な記述を含まなければならない:

- (a) 品質目標、組織構造、製品品質に関するマネジメントの責任と権限;
- (b) 用いられる生産、品質管理、及び品質保証のテクニック、プロセス、また体系的な活動;
- (c) 設置の前、途中、及び後で実施される検査と試験;
- (d) 検査報告書や試験データ、校正データ、関係する要員の資格評価報告などの品質記録;
- (e) 必要な製品品質と品質システムの効果的な運用の達成のモニタリングの手段。

(3) 通知機関はその品質システムを評価して所定の要求を満たすかどうかを判断し、その結果を設置業者に通知する。

(4) 設置業者はその承認された品質システムから生じる義務を果たさなければならず、それが適切で有効であり続けるように維持しなければならない。

設置業者はその品質システムを変更しようとする時は承認した通知機関に通知する。通知機関は提案された変更を評価し、変更された品質システムが依然として所定の要求を満足するかどうか、また再評価が必要かどうかを判断する。

#### 4. 通知機関の責任下でのサーベイランス

サーベイランスの目的は設置業者が承認された品質システムから生じる義務を果たしていることを確認することである。

設置業者は評価の目的で通知機関が生産、組み立て、設置、検査、試験、及び保管場所に立ち入ることを許可しなければならず、必要な情報全てを提供しなければならない。

通知機関は設置業者が品質システムを維持し、適用していることの確認のために定期的な監査を実施し、設置業者に監査報告書を提出する。また予告なしの訪問を行なうことができる。

#### 5. ★ CE マーキング、及び EU 適合宣言書

(1) 設置業者は必須健康安全要求事項に適合するそれぞれのリフトの乗りかご内に CE マーキング (§5) を表示し、また通知機関の責任のもとで CE マーキングの近くに通知機関の識別番号を表示する。

(2) 設置業者はそれぞれのリフトの EU 適合宣言書を作成し、国家当局からの要求に備えてリフトが市場に出されてから 10 年間保管する。

6. それが委任状で示されている場合、上記の設置業者の義務のうち ★ を付けた事項は設置業者の承認代理人がその代理として設置業者の責任のもとで遂行しても良い。

## 第 II 部

# 必須健康安全要求事項

## II.0 必須健康安全要求事項

### 序文

1. 必須健康安全要求事項のもとでの義務は当該のリフトやリフト用安全コンポーネントが設置業者や製造業者が意図したように使用された時に対応するリスクが存在する場合にのみ適用される。
2. この指令に含まれる必須健康安全要求事項は強制的なものである。だが、最新の技術水準のもとでは定められた目標は達成可能ではないかも知れない。そのような場合、また最大限、リフトやリフト用安全コンポーネントはそれらの目標に近付けるように設計され構築されること。
3. 製造業者や設置業者は製品に当て嵌まる全てのリスクの同定のためにリスク・アセスメントを実施する義務を持つ; 彼らは設計や構築をアセスメントを考慮して行なわなければならない。

## II.1 一般

### II.1.1 指令 2006/42/EC の適用

関連するリスクが存在し、それがこの附属書で扱われていない場合、指令 2006/42/EC<sup>†2</sup> の必須健康安全要求事項を適用する。指令 2006/42/EC の附属書 I 1.1.2 項の必須健康安全要求事項 (安全性実現の原則, §III.1) は常に適用する。

### II.1.2 キャリア

キャリアは乗りかごであること。乗りかごは設置業者が設定したそのリフトの最大乗員数と定格負荷に対応する空間と強度を提供するように設計され構築されること。

リフトが人の輸送のために意図されている場合、またその寸法が許容する場合、乗りかごはその構造上の特徴が障害者によるアクセスと使用を妨げないように、またその使用を助けるように意図された任

意の適切な調整を可能とするように設計され構築されること。

### II.1.3 懸架と支持の手段

乗りがごの懸架、及び/もしくは支持の手段、その付属物、また全ての終端部品は、使用条件、使用される材質、また製造条件を考慮して、適切な水準の総合的安全性を確かとし、乗りがごの落下のリスクを最小限とするように選択され設計されること。

乗りがごの懸架のためにロープやチェーンが用いられる場合、それぞれの固定システムを持つ少なくとも2つの独立したケーブルやチェーンがあること。そのようなロープやチェーンには固定やループの形成のために必要なもの以外の継ぎ目やスプライスがなないこと。

### II.1.4 負荷 (過速度を含む) の制御

**II.1.4.1** リフトは定格負荷を超過しているならば通常始動を防ぐように設計、構築、また設置されること。

**II.1.4.2** リフトは過速度調速機を備えること。

これらの要求は駆動システムの設計が過速度を防ぐリフトには適用されない。

**II.1.4.3** 高速リフトは速度監視、及び速度制限デバイスを備えること。

**II.1.4.4** 摩擦式綱車によって駆動されるリフトは綱車上の巻き上げロープの安定性を確かとするように設計されること

### II.1.5 機械類

**II.1.5.1** 全ての乗客用リフトはそれ自身の独立したリフト機械を持つこと。この要求は釣り合いおもりが第2の乗りがごで置き換えられたリフトには適用されない。

**II.1.5.2** 設置業者はリフトのリフト機械と関連デバイスが保守時や緊急時を除きアクセスできないことを確かとすること。

### II.1.6 操作部

**II.1.6.1** 同伴者のいない障害者による使用が意図されたリフトの操作部は適切に設計され配置されること。

**II.1.6.2** 操作部の機能は明確に示されていること。

**II.1.6.3** リフト群の呼び出し回路は共有、もしくはは相互接続されても良い。

**II.1.6.4** 電気機器は次のように設置され接続されること:

- (1) リフトに直接関係しない回路との混同を生じ得ないこと;
- (2) 負荷状態で電源をスイッチできること;
- (3) リフトの動きが他の電气的安全回路の電气的安全デバイスから独立していること;
- (4) その電気設備の障害が危険な状況の増加をもたらさないこと。

## II.2 乗りがごの外の人へのリスク

**II.2.1** リフトは乗りがごが移動する空間が保守時や緊急時を除いてアクセスできないことを確かとするように設計され構築されること。人がその空間に入る前にリフトの通常の使用は不能化されること。

**II.2.2** リフトは乗りがごがいずれかの限界位置にある時の押し潰しのリスクを防ぐように設計され構築されること。

この目標は限界位置の先にフリー・スペースや待避所を設けることで達成されるであろう。

だが、特定の場合、事前の承認を出せる加盟国においては、特にこの解決策を満足させることができない既存の建造物においてこのリスクを避けるための他の適切な手段を定めることができる。

**II.2.3** 乗りがごへの乗り降りのための乗り場は予見される使用条件に対して適切な機械的耐性を持つ乗り場ドアを備えること。

インターロッキング・デバイスは通常の動作中に以下のことを防がなければならない:



- (1) 全ての乗り場ドアが閉じられてロックされていない限り、意図的に作動させられたかどうかにかかわらず、乗りかごの動きを開始すること;
- (2) 乗りかごがまだ動いており所定の乗降範囲外にある時に乗り場ドアを開くこと。

だが、昇降速度が制御されているという条件のもとで、特定の領域ではドアを開いたままでの着床動作全てが許容される。

## II.3 乗りかご内の人に対するリスク

**II.3.1** 乗りかごは換気用の開口部と床から天井までのドアを別として床から天井までの壁、床、及び天井で完全に囲われていること。ドアは、2.3 項の第3パラグラフで示された着床動作を除きドアが閉じていない限り乗りかごが動かないように、またドアが開いたならば停止するように設計され設置されること。

乗りかごとシャフトのあいだへの落下のリスクがある、あるいはシャフトがない場合、リフトが2つの階のあいだで停止したならば乗りかごのドアは閉じられてインターロックされたままとなること。

**II.3.2** リフトは電源の切断やコンポーネントの障害に際しての乗りかごの自由落下や制御されない動きを防ぐデバイスを持つこと。乗りかごの自由落下を防ぐデバイスは乗りかごの懸架の手段とは独立していること。

このデバイスは定格負荷と設置業者が予期する最大速度の乗りかごを停止させられること。このデバイスによるいかなる停止動作も負荷条件に関わらず乗員に対して有害な減速を生じないこと。

**II.3.3** シャフトの下端と乗りかごの床面のあいだに緩衝器が設置されること。

この場合、2.2 項で言及されたフリー・スペースは緩衝器が完全に圧縮された状態で測定する。

駆動システムの設計上の理由から乗りかごがそのフリー・スペースに入ることがないリフトにはこの要求は適用しない。

**II.3.4** リフトは3.2 項で述べたデバイスが動作位置にないならば動作させられないように設計され構築されること。

## II.4 その他のリスク

**II.4.1** 動力式の場合、乗り場ドアと乗りかごドアに、あるいはそれらの2つのドア一括で、それらが動いている時の押し潰しのリスクの防止のためのデバイスが取り付けられること。

**II.4.2** 乗り場ドアがその建造物の防火に寄与しなければならない場合、ガラスの部品を持つものを含めて、隔離(火炎の閉じ込め)と熱(熱放射)の伝播に関する完全性と特性に関して火災に対する適切な耐性を持つこと。

**II.4.3** 釣り合いおもりは乗りかごとの衝突やその上への落下のリスクを避けるように設置されること。

**II.4.4** リフトは乗りかごに閉じ込められた人の解放と避難を可能とする手段を備えること。

**II.4.5** 乗りかごは救出サービスとの持続的な連絡を可能とする双方向の手段を備えること。

**II.4.6** リフトは機械の温度が設置業者が設定した最大温度を超えた場合に進行中の動作を完了させられるが新たな指示を受け付けないように設計され構築されること。

**II.4.7** 乗りかごは長時間の停止の場合も乗客に対して十分な換気を確認するように設計され構築されること。

**II.4.8** 乗りかごは使用中やドアが開いている時は適切に照明されるべきである; 非常用照明もなければならぬ。

**II.4.9** 4.5 項の通信手段、また4.8 項の非常用照明は、通常の電源なしでも機能するように設計され構築されること。その作動時間は通常の救出活動を可能とするのに十分に長いべきである。



**II.4.10** 火災に際して使用されるかも知れないリフトの制御回路は、リフトが特定の階で停止するのを防ぐように、また救助隊によるリフトの優先制御を可能とするように設計され製造されること。

## II.5 マーキング

**II.5.1** 指令 2006/42/EC<sup>†2</sup> の Annex I の 1.7.3 項に従った、任意の機械類で必要となる最小限の事項に加えて、それぞれの乗りかごは運ぶことのできるキログラムでの定格負荷と最大の乗員数を明確に示す容易に見える銘版を付けること。

**II.5.2** リフトが乗りかご内の人が外部の助けなしに脱出できるように設計されている場合、該当する指示が乗りかご内に明確かつ見えるように示されること。

## II.6 指示書

**II.6.1** Annex III で示されたリフトの安全コンポーネントは以下のことを効率的かつ危険なくできるように指示書を添付すること：

- (1) 組み立て；
- (2) 接続；
- (3) 調整；
- (4) 保守。

**II.6.2** リフトには指示書を添付する。指示書は少なくとも以下の文書を含む：

- (1) 通常の使用に必要な、また保守、検査、修理、定期確認、また救出作業のために必要な、設計図や図表を含む指示書；
- (2) 修理、また適切な場合は定期確認を記録できるログブック。

## 第 III 部 補足

### III.1 安全性実現の原則

指令 2006/42/EC<sup>[2][4]</sup> の附属書 I 1.1.2 項 (安全性実現の原則) の要求は次のようなものである：

1. 機械類や関連製品は機能に適するように、かつ予見可能な誤使用を含む予期される状況で人をリスクに曝さずに運用、調整、また保守できるように設計され構築されること。保護方策の目標は輸送、組み立て、解体、不能化、スクラップを含む機械類や関連製品の予見可能なライフタイムにわたるいかなるリスクも除去することである。

2. 最も適切な手段の選択では以下の原則をその順序で適用すること：<sup>†4</sup>

- (1) ハザードを除去し、それが可能でない場合はリスクを最小化する (本質的に安全な機械類や関連製品の設計と構築)；
- (2) 除去できないリスクに対して必要な保護方策を講じる；
- (3) 採用された保護方策の限界に伴う残留リスクの情報をユーザーに知らせ、何らかの訓練が必要かどうかを示し、個人用防護具が必要かどうかを規定する。

3. 機械類や関連製品の設計と構築に際して、また使用指示書の作成に際して、機械類や関連製品の意図された使用のみではなく合理的に予見可能な誤使用全てを想定すること。

そのような使用がリスクをもたらす場合、機械類や関連製品は異常な使用を防ぐように設計され構築されること。

適切な場合、使用指示書は、起こるかも知れないことを経験が示した、その機械類や関連製品をどのように使用すべきでないかにユーザーの注意を引くようにすること。

4. 個人用防護具の必要な、あるいは予見可能な使用の結果としてオペレータが受ける制約を考慮すること。

5. 該当する場合、機械類や関連製品はユーザーがその安全機能を試験できるように設計され構築されること。

機械類や関連製品はそれを安全に試験し、調整し、また使用できるようにするために必要な

<sup>†4</sup> 除去が可能なリスクをそのままにして保護方策 (例えばガードの追加) を講じること、さらに悪い場合には単に警告ラベルを貼るだけで済ませようとするのは、この原則に従ったこととは言えない。

特別な機器やアクセサリ全てが共に、また適切な場合は特定の機能試験手順の説明が共に提供されること。

## III.2 参考資料

- [1] 2014/33/EU, *Directive 2014/33/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to lifts and safety components for lifts*

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014L0033>

- [2] *Directive 2006/42/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on machinery, and amending Directive 95/16/EC,*

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:A32006L0042>

- [3] *Regulation (EU) 2023/1230 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2023 on machinery and repealing Directive 2006/42/EC of the European Parliament and of the Council and Council Directive 73/361/EEC,*

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32023R1230>

- [4] 機械指令 2006/42/EC への適合のためのガイド, 株式会社 e・オータマ, 2009–2021,

<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>

- [5] 機械規則 Regulation (EU) 2023/1230 の概要, 株式会社 e・オータマ, 2023,

<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>

- [6] 崩壊した神話 エレベーター 安全を守るのは誰か?, 宮内 明朗, 2007